

愛媛県ミニバスケットボール連盟規約

第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、愛媛県ミニバスケットボール連盟（以下「本連盟」という）と称する。

第2条 本連盟の事務所は、会長所在地に置く。

第2章 目的および事業

第3条 本連盟は、愛媛県におけるミニバスケットボールの健全なる普及、発展に寄与すると共に、加盟チーム相互の親睦を図り、健全な児童の育成とスポーツへの関心を高めることと、指導者の資質向上を図ることを目的とする。

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 競技会の開催
- (2) ミニバスケットボールに関する講習会と指導者の養成
- (3) その他、本連盟の目的の達成のための事業

第3章 組 織

第5条 本連盟は、愛媛県バスケットボール協会に加盟したミニバスケットボールチームで本連盟の目的に賛同するものをもって組織する。

第6条 ミニバスケットボールチームは、12歳以下の児童をもって、男女別々に組織する。

第4章 役 員

第7条 本連盟に次の役員をおく。

会長 1名、副会長 若干名、理事長 1名、副理事長 若干名、常任理事 数名、理事 若干名、監事 2名、顧問 若干名、参与 若干名とする。この役員で理事会を構成する。また、会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事で常任理事会を構成する。

第8条 役員は、次により選出する。

- (1) 会長、副会長は、理事会の推薦によって就任する。
- (2) 常任理事及び理事は、各地区ミニバスケットボール連盟の推薦を受けて選出された者、及び、理事会において推薦された者で、会長がこれを委嘱する。
- (3) 理事長、副理事長は、理事会において選出し、会長はこれを委嘱する。
- (4) 監事は、理事会において推薦し、会長がこれを委嘱する。
- (5) 顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

第9条 役員は、次の任務を遂行する。

- (1) 会長は、本連盟を代表し総理する。副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (2) 常任理事及び理事は、理事会を構成し、第2章の目的を達成するための事業を決定、または、承認する。
- (3) 理事長は、理事会の分掌事項を統括する。副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を代行する。
- (4) 監事は、本連盟の会計を監査する。
- (5) 顧問及び参与は、会長の諮問に応ずほか、会議に出席して意見を述べることができる。

第10条 理事は、本連盟の業務を遂行するために、次の専門委員会を設置する。

- (1) 総務委員会
- (2) 競技委員会
- (3) 審判委員会
- (4) 広報委員会
- (5) 普及強化委員会
- (6) 財務委員会

第11条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、ただちに補充する。その任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会 議

第12条 理事会は、次の事項を決定または承認する。

- (1) 予算、決算ならびに事業計画に関する事項
- (2) 会長、副会長・理事・監事・顧問及び参与の推薦
- (3) 規約の改正 (4) 登録料 (5) 賞罰に関する事項 (6) その他、重要事項

2 常任理事会は、連盟業務の運営をはかり、次の事項を企画する。

- (1) 事業計画 (2) 予算と決算 (3) 委員の選考 (4) 行事予定
- (5) その他、重要事項

3 専門委員会は、理事会で決定した事項を遂行するため、別に定める事項を運営する。

第13条 理事会及び常任理事会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 専門委員会は、理事長の承認を得て、委員長が招集し、その議長となる。

第14条 すべての会議の議決は、出席者による多数決とし、可否同数のときは議長がこれを決定する。

第6章 登 録

第15条 本連盟に加盟登録しようとするチームは、毎年度の当初において日本ミニバスケットボール連盟の加盟登録規定に基づき、所属の各地区ミニバスケットボール連盟を経て、本連盟に登録しなければならない。

第16条 本連盟の加盟チームは、理事会で決定した登録料を納入しなければならない。いったん、納入した費用は、理由のいかんに関わらず一切返却しない。

第17条 本連盟に加盟登録し、同時に愛媛県バスケットボール協会に登録していないものは、本連盟の主催する行事に参加することができない。

第18条 年度の途中に追加登録を行う場合は、所属の各地区ミニバスケットボール連盟の承認を得なければならない。

第19条 登録年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第7章 会 計

第20条 本会計の経費は、愛媛県バスケットボール協会補助金をもってこれに充てる。

第21条 本連盟の予算と決算は、会計年度ごとに担当理事が作成する。

第22条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

第8章 補 則

第23条 この規約の施行についての規定は、理事会の議決を経て別に定める。

第9章 賞 罰

第24条 本連盟の目的に沿って功績のあった者を表彰する。

2 表彰は、表彰状の授与及び記念品の贈呈を以て行う。

第25条 本連盟及び日本ミニバスケットボール連盟の規約・規程または通達に反する、次の行為のあった指導者（監督やコーチ等）を懲戒する。

2 懲戒の対象となる行為

- (1) 登録された選手等に対する暴言
- (2) 登録された選手等に対する暴力行為

3 懲戒の種類

- (1) 厳重注意処分 2(1)に掲げる行為が起これば、各地区連盟会長は、当該指導者より始末書を取り、将来を戒める。
- (2) 出場停止処分 2(2)に掲げる行為があれば、本連盟会長は、当該指導者に本連盟の主催する

- 大会及び地区予選会への出場停止を文書にて通知する。その期間は、通知日より180日間とする。
- (3) 活動禁止処分 3(2)ーイの処分後、再び処分の対象となる行為があれば、本連盟会長は、当該指導者に活動禁止（チーム等の活動にかかわることを禁ずる）を文書にて通知する。その期間は通知日より1年間とする。
- (4) 除名処分 暴力行為等が犯罪として取り上げられるなど、極めて悪質と判断されれば、本連盟からの永久除名処分とする。
- 4 懲戒の決定
- (1) 嚴重注意処分 各地区ミニバスケットボール連盟理事会の決議にて懲戒する。処分について本連盟へ報告する。
- (2) 出場停止処分 各地区ミニバスケットボール連盟理事会の報告を受け、本連盟常任理事会又は理事会の決議にて懲戒する。
- (3) 活動禁止処分 同上
- (4) 除名処分 同上
- 5 処分の解除
- (1) 出場停止処分 180日間の出場停止期間終了時に、本連盟は、当該指導者とのヒアリングを行い、適正と認めれば、同常任理事会又は理事会の決議により処分を解除する。
- (2) 活動禁止処分 1年間の活動禁止期間終了時に、本連盟は、当該指導者とのヒアリングを行い、適正と認めれば、同常任理事会又は理事会の決議により処分を解除する。
- (3) その他 平成23年4月1日の規約改正前に執行された除名処分については、除名処分の根拠が規約改正後の活動禁止処分と同等であり、除名処分執行から1年以上の期間を経ている場合に、本連盟は当該指導者とのヒアリングを行い、適正と認めれば、同常任理事会又は理事会の決議により処分を解除する。

附 則

1. この規約は、平成3年4月1日から施行する。
2. この規約は、平成15年4月1日から一部改正を行い施行する。
3. この規約は、平成19年4月1日から一部改正を行い施行する。
4. この規約は、平成21年4月1日から一部改正を行い施行する。
5. この規約は、平成23年4月1日から一部改正を行い施行する。